

運輸安全マネジメントに関する取組みについて（平成30年度）

五島自動車株式会社

五島自動車株式会社においては、輸送の安全を確保するために、以下のとおり全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

1 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、事業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現業部門の状況を十分に踏まえつつ、役職員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 会社は、輸送の安全に関する「計画の策定、実行、チェック、改善」を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全役職員が一丸となって業務を遂行するほか、絶えず輸送の安全の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2 輸送の安全運動（事故防止目標）

事故防止目標（平成30年度）

木場営業所（車両44両） 0件（昨年4件）

重大事故（自動車事故報告規則第2条に規定する事故） 0件

3 事故に関する統計（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）

平成29年度・・・ 0件

4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令図

安全管理体制図

【本 社】

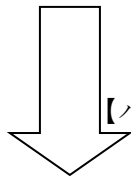
代表取締役社長 市 来 敦



常務取締役 江 川 一 喜



総務副部長 平 山 義 則



【バス事業部】木場営業所

木場営業副所長 野 口 甚 弥 (統括安全管理者)



整備管理者 吉 田 浩 二

運行管理者 (乗合・貸切) 野 口 甚 弥 (統括運行管理者)
運行管理者 (貸切・貸切) 小 田 康 範



補 助 者 出 口 善 政
補 助 者 垣 内 公 一
補 助 者 出 口 智 章
補 助 者 倉 橋 務



乗 務 員



5 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- (3) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
- (4) 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施いたします。

6 輸送の安全に関する計画

(1) 教育計画

年間計画を作成のうえ、全乗務員の運転状況を実査するとともに、運転士教育を行います。

また、本社部門が現地に出向いて、営業所の運行管理状況等を把握のうえ指導を行います。

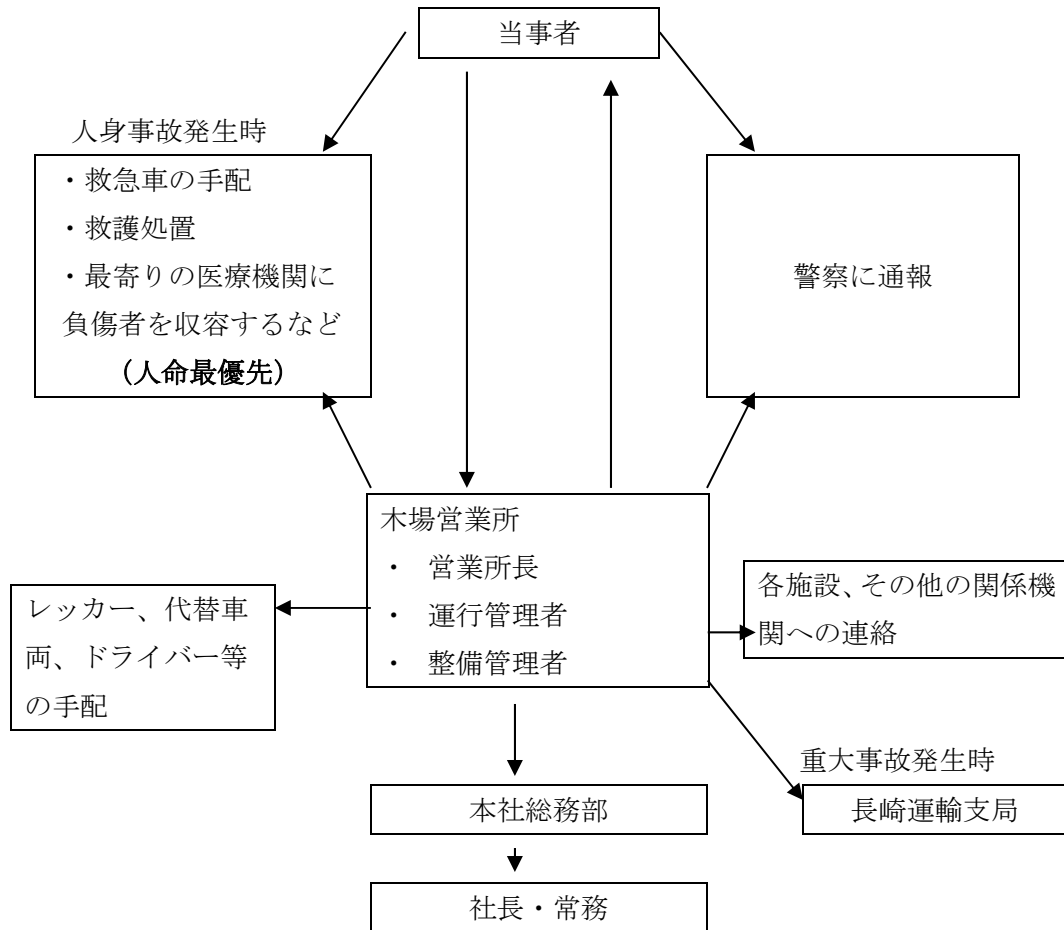
(2) 安全運動

春の全国交通安全運動（4月上旬）ならびに秋の全国交通安全運動（9月下旬）にあわせて事故防止運動を重点的に展開するほか、会社独自の方策として輸送の安全運動（通年）を基本に、夏期輸送の安全強化運動（8月中旬）ならびに年末年始輸送の安全強化運動（12月下旬～1月上旬）を実施するなど、年4回の安全運動を中心として輸送の安全性向上に努めてまいります。

(3) 運輸安全マネジメント委員会

本社部門と業務部門の代表者による意見交換等を含めて会議を開催し、双方向で情報の共有化を実施のうえ輸送の安全性向上に努めます。

7 事故・災害等に関する報告連絡体制



- ① 当事者は人命救助を最優先とし、救急車の手配、救護処置などを行う。
- ② 警察に通報する。
- ③ 木場営業所に報告し、上長の指示を受ける。
- ④ 所長及び運行管理者、整備管理者はレッカー、代車など必要な手配を行い、乗客の到着が遅延する場合には、各施設、その他関係機関へ連絡し対応する。
- ⑤ 営業所長は、本社総務部に報告する。
- ⑥ 本社総務部は、社長・常務に報告する。
- ⑦ 重大事故発生時は、運輸支局へ報告する。

8 輸送の安全に関する教育および研修計画

(1) 現業部門の代表者

経営者レベルと現業部門の代表者による意見交換会を含め会議を開催し、双方向で情報の共有化を実践のうえ輸送の安全性向上に努めるため、定期的に運輸安全マネジメント委員会を開催いたします。

(2) 運行管理者関係

1年に1回以上、本社部門が現地に出向いて営業所の運行管理状況等を把握のうえ指導を行います。

また、独立行政法人自動車事故対策機構の一般講習を受講させています。

なお、春の全国交通安全運動（4月上旬）ならびに秋の全国交通安全運動（9月下旬）にあわせて事故防止運動を重点的に展開するほか、会社独自の方策として輸送の安全運動（通年）を基本に、夏期輸送の安全強化運動（8月中旬）ならびに年末年始輸送の安全強化運動（12月下旬～1月上旬）を実施するなど、年4回の安全運動を中心として輸送の安全性向上に努めてまいります。

(3) 運転士関係

年間計画を作成のうえ、全乗務員の運転状況を実査し、運転士教育を行います。

また、1年に1回以上、本社部門が現地に出向いて営業所の運行管理状況等を把握のうえ指導を行います。

なお、春の全国交通安全運動（4月上旬）ならびに秋の全国交通安全運動（9月下旬）にあわせて事故防止運動を重点的に展開するほか、会社独自の方策として輸送の安全運動（通年）を基本に、夏期輸送の安全強化運動（8月中旬）ならびに年末年始輸送の安全強化運動（12月下旬～1月上旬）を実施するなど、年4回の安全運動を中心として輸送の安全性向上に努めてまいります。

以上